

災害特別支援金事業の新設について

1 目的

東北地方太平洋沖地震災害に伴い、定期人事異動の内示により赴任地の住居を確保するため所要経費を支払い、その住居の被災により入居が不可能となった場合で、契約の相手方の事情によりその所要経費の返還を求められなくなった会員に対し、その所要経費について支援する。

2 給付対象者

給付対象者は、平成23年度定期人事異動の内示に伴い、転勤先の住居を確保するため借家（借間）の賃貸借契約をした場合で、その契約に伴う所要経費について、契約の相手方から返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者とする。

3 給付期間

平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。

4 所要経費

所要経費とは、2に掲げる賃貸借契約に伴う手付金、敷金及び礼金とする。

5 支援金の額

支援金の額は、所要経費の範囲内とする。

6 支援金給付の条件

契約書及び領収書等により支払いの履行が確認され、真に所要経費の返還を受けることができなくなった者及びこれに準ずる事情に該当する者と所属長が判断したものを給付の条件とする。

7 支援金の返納

支援金の受領後に契約の相手方等から所要経費が返還された場合は、その旨速やかに互助会に申し出て、所定の方法で支援金を互助会に返納するものとする。

8 申請手続

給付規程に基づく「災害特別支援金申請書」に所要事項を記載のうえ、所属所長の証明を得て申請するものとする。添付書類は、原則として契約書、受領書の写しを添付するものとする

【提出書類】

- ① 「災害特別支援金請求書」（様式第129号）
- ② 添付書類 「契約書及び受領書の写し」